

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成28年1月5日

【会社名】 株式会社フジ・コーポレーション

【英訳名】 FUJI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 遠藤文樹

【本店の所在の場所】 宮城県黒川郡富谷町成田一丁目7番1号

【電話番号】 (022)348-3300

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理部部長 多賀睦実

【最寄りの連絡場所】 宮城県黒川郡富谷町成田一丁目7番1号

【電話番号】 (022)348-3300

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理部部長 多賀睦実

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

一般募集	1,279,670,000円
オーバーアロットメントによる売出し	204,676,500円

(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年12月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成27年12月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	700,000株	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成28年1月5日(火)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集(以下「一般募集」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受会社である野村證券株式会社が当社株主から105,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集とは別に、平成28年1月5日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式105,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 4 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成28年1月13日(水)から平成28年1月19日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	700,000株	1,279,670,000	639,835,000
計(総発行株式)	700,000株	1,279,670,000	639,835,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成27年12月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 平成28年1月20日(水) 至 平成28年1月21日(木) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成28年1月26日(火)

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成28年1月13日(水)から平成28年1月19日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.fujicorporation.com/company/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成28年1月12日(火)から平成28年1月19日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成28年1月13日(水)から平成28年1月19日(火)までを予定しております。

したがって、申込期間は、

発行価格等決定日が平成28年1月13日(水)の場合、「自 平成28年1月14日(木) 至 平成28年1月15日(金)」

発行価格等決定日が平成28年1月14日(木)の場合、「自 平成28年1月15日(金) 至 平成28年1月18日(月)」

発行価格等決定日が平成28年1月15日(金)の場合、「自 平成28年1月18日(月) 至 平成28年1月19日(火)」

発行価格等決定日が平成28年1月18日(月)の場合、「自 平成28年1月19日(火) 至 平成28年1月20日(水)」

発行価格等決定日が平成28年1月19日(火)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意下さい。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

- 7 株式の受渡期日は、平成28年1月27日(水)であります。
株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 仙台支店	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	700,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計		700,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,279,670,000	15,000,000	1,264,670,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成27年12月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,264,670,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限189,950,500円と合わせ、手取概算額合計上限1,454,620,500円について、タイヤ、ホイールの仕入に係る運転資金として平成28年10月期中に全額充当する予定であります。現在、仕入における資金調達は金融機関からの借入が大半ですが、これを増資資金で賄うことにより、借入金利の費用削減につながると共に、仕入実行のスピードを高め、在庫を豊富に保有することで、天候変動の要因等によるタイヤ需要の急激な増加の際に、販売機会のロスを防ぐことができると考えております。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	105,000株	204,676,500	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受会社である野村證券株式会社が当社株主から105,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.fujicorporation.com/company/>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成27年12月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 平成28年1月20日(水) 至 平成28年1月21日(木) (注)1	100株	1株につき 売出価格と同一 の金額	野村證券株式会社の本店及び全国各支店		

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成28年1月27日(水)であります。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日(平成28年1月5日(火))現在、株式会社東京証券取引所JASDAQに上場されておりますが、平成28年1月27日(水)に株式会社東京証券取引所市場第二部への市場変更を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受会社である野村證券株式会社が当社株主から105,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、105,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成28年1月5日(火)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式105,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成28年2月16日(火)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年2月8日(月)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 105,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成28年2月15日(月) |
| (6) 払込期日 | 平成28年2月16日(火) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成28年1月13日(水)の場合、「平成28年1月16日(土)から平成28年2月8日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成28年1月14日(木)の場合、「平成28年1月19日(火)から平成28年2月8日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成28年1月15日(金)の場合、「平成28年1月20日(水)から平成28年2月8日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成28年1月18日(月)の場合、「平成28年1月21日(木)から平成28年2月8日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成28年1月19日(火)の場合、「平成28年1月22日(金)から平成28年2月8日(月)までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である遠藤文樹及び佐々木正男は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク



を記載いたします。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成28年1月6日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成28年1月13日から平成28年1月19日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

- 2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.fujicorporation.com/company/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

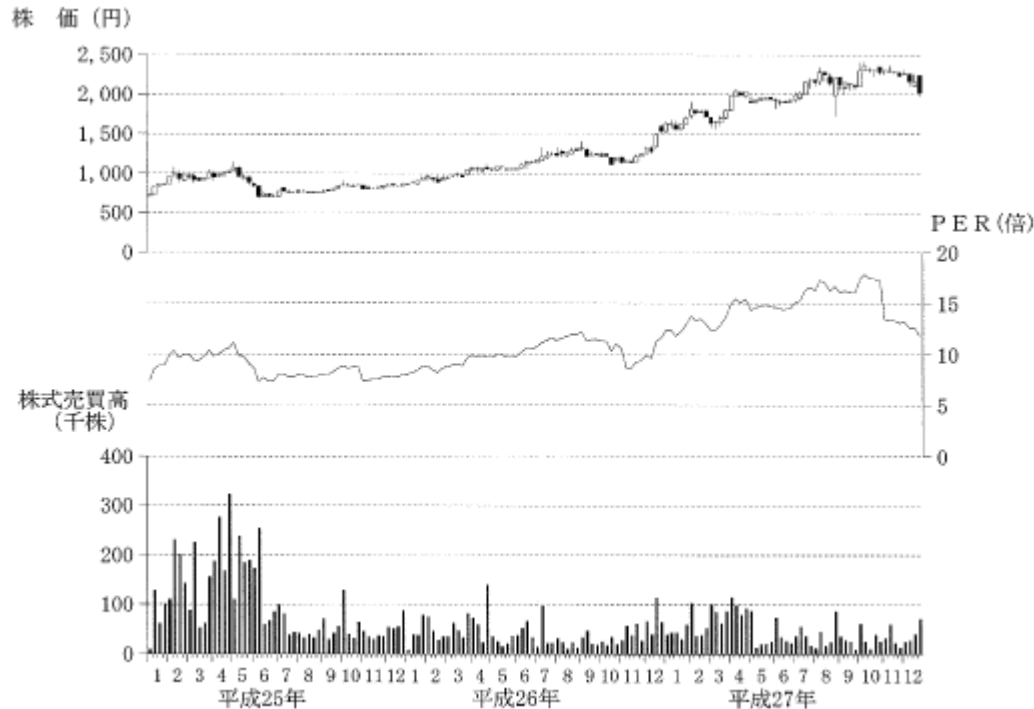
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成25年1月4日から平成25年7月12日までの株式会社大阪証券取引所()及び平成25年7月16日から平成27年12月25日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。

株式会社大阪証券取引所の現物市場は、平成25年7月16日付で、株式会社東京証券取引所の現物市場に統合されております。



- (注) 1 当社は平成26年8月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2乃至4に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。
- 2 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 なお、平成26年8月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を2で除して得た数値を株価としております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 3 P E Rの算出は、以下の算式によります。
- $$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$
- ・週末の終値については、平成26年8月1日付株式分割の権利落ち前は、当該終値を2で除して得た数値を週末の終値としております。
- ・1株当たりの当期純利益は、以下の数値を使用しております。
- 平成25年1月4日から平成25年10月31日については、平成24年10月期有価証券報告書の平成24年10月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除した数値を使用。
- 平成25年11月1日から平成26年10月31日については、平成25年10月期有価証券報告書の平成25年10月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除した数値を使用。
- 平成26年11月1日から平成27年10月31日については、平成26年10月期有価証券報告書の平成26年10月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- 平成27年11月1日から平成27年12月25日については、平成27年12月14日に公表した平成27年10月期の未監査の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- 4 株式売買高については、平成26年8月1日付株式分割の権利落ち前は、当該株式売買高に2を乗じて得た数値を、株式売買高としております。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成27年7月5日から平成27年12月25日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成28年1月5日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成28年1月5日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第42期事業年度)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成28年1月5日)までの間において、平成27年1月29日の定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成27年1月30日に臨時報告書を東北財務局長に提出しております。

当該臨時報告書の報告内容は以下のとおりであります。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年1月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金20円 総額188,077,320円

ロ 効力発生日

平成27年1月30日

第2号議案 取締役1名選任の件

沼倉歓一を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

邊見慶二郎を監査役に選任するものであります。

第4号議案 定款一部変更の件

社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第32条(社外取締役の責任限定契約)及び第44条(社外監査役の責任限定契約)を新設するものであります。

なお、定款第32条(社外取締役の責任限定契約)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	77,616	81		(注) 1	可決 (99.90%)
第2号議案 取締役1名選任の件 沼倉歓一	70,845	6,852		(注) 2	可決 (91.18%)
第3号議案 監査役1名選任の件 邊見慶二郎	77,284	413		(注) 2	可決 (99.47%)
第4号議案 定款一部変更の件	77,551	146		(注) 3	可決 (99.81%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

3 最近の業績の概要について

平成27年12月14日開催の取締役会において承認し、公表した第43期事業年度(平成26年11月1日から平成27年10月31日まで)の財務諸表は以下のとおりであります。

この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成されたものではありません。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領していません。

なお、金額については千円未満を切捨てて表示しております。

財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年10月31日)	当事業年度 (平成27年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	368,786	324,685
売掛金	1,375,728	1,926,419
商品	4,675,088	5,028,770
前渡金	-	106,901
前払費用	133,624	118,958
繰延税金資産	45,107	67,529
未収入金	858,489	948,390
未収消費税等	-	144,442
1年以内に回収予定の建設協力金	39,896	40,605
その他	46,933	35,884
貸倒引当金	66	90
流動資産合計	7,543,587	8,742,496
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,156,254	5,837,227
減価償却累計額	704,767	838,219
建物（純額）	2,451,486	4,999,008
建物附属設備	1,053,071	1,617,932
減価償却累計額	637,145	698,374
建物附属設備（純額）	415,926	919,558
構築物	511,069	830,975
減価償却累計額	306,999	349,336
構築物（純額）	204,069	481,639
機械及び装置	925,156	1,918,844
減価償却累計額	262,477	406,958
機械及び装置（純額）	662,679	1,511,885
車両運搬具	100,073	128,235
減価償却累計額	53,205	65,646
車両運搬具（純額）	46,868	62,589
工具、器具及び備品	390,206	450,518
減価償却累計額	258,894	292,623
工具、器具及び備品（純額）	131,312	157,894
土地	1,805,956	3,296,956
リース資産	224,740	210,000
減価償却累計額	60,601	56,694
リース資産（純額）	164,138	153,305
建設仮勘定	732,984	57,600
有形固定資産合計	6,615,421	11,640,437

	前事業年度 (平成26年10月31日)	当事業年度 (平成27年10月31日)
無形固定資産		
ソフトウェア	209,509	167,323
リース資産	4,905	3,773
電話加入権	4,212	4,212
水道施設利用権	404	1,007
ソフトウェア仮勘定	-	300
無形固定資産合計	219,031	176,616
投資その他の資産		
出資金	23	23
長期貸付金	4,480	4,640
長期前払費用	48,011	50,925
繰延税金資産	86,916	103,976
建設協力金	327,702	322,659
敷金	249,719	263,938
差入保証金	89,898	105,209
破産更生債権等	225	225
その他	67,051	78,249
貸倒引当金	225	225
投資その他の資産合計	873,803	929,622
固定資産合計	7,708,257	12,746,677
資産合計	15,251,845	21,489,173

	前事業年度 (平成26年10月31日)	当事業年度 (平成27年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,360,283	2,698,579
短期借入金	2,700,000	2,700,000
1年内返済予定の長期借入金	475,000	726,666
リース債務	11,191	11,444
未払金	274,056	350,132
未払費用	93,854	98,736
未払法人税等	408,571	490,583
未払消費税等	123,173	-
前受金	375,644	357,097
預り金	14,220	16,050
賞与引当金	60,120	64,670
資産除去債務	-	1,201
その他	329	-
流動負債合計	6,896,446	7,515,161
固定負債		
長期借入金	790,000	4,963,333
リース債務	174,146	162,702
退職給付引当金	85,113	97,405
資産除去債務	113,969	157,044
長期未払金	207,525	207,525
固定負債合計	1,370,754	5,588,010
負債合計	8,267,201	13,103,172
純資産の部		
株主資本		
資本金	531,400	531,400
資本剰余金		
資本準備金	568,000	568,000
資本剰余金合計	568,000	568,000
利益剰余金		
利益準備金	6,570	6,570
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	6,188	6,296
別途積立金	1,300,000	1,300,000
特別償却準備金	186,103	167,804
繰越利益剰余金	4,404,133	5,838,593
利益剰余金合計	5,902,996	7,319,266
自己株式	32,379	32,665
株主資本合計	6,970,017	8,386,000
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	14,626	-
評価・換算差額等合計	14,626	-
純資産合計	6,984,643	8,386,000
負債純資産合計	15,251,845	21,489,173

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)	当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
売上高	25,040,269	27,589,578
売上原価		
商品期首たな卸高	4,279,792	4,675,088
当期商品仕入高	17,610,333	19,355,902
合計	21,890,125	24,030,990
商品期末たな卸高	4,675,088	5,028,770
売上原価合計	17,215,037	19,002,220
売上総利益	7,825,232	8,587,358
販売費及び一般管理費	1 5,833,124	1 6,389,313
営業利益	1,992,108	2,198,044
営業外収益		
受取利息	5,277	5,487
受取配当金	1	1
為替差益	-	73,109
受取手数料	1,082	76
協賛金収入	28,856	111,516
雑収入	38,010	41,589
営業外収益合計	73,227	231,779
営業外費用		
支払利息	19,167	15,654
シンジケートローン手数料	-	30,500
雑損失	1,514	1,563
営業外費用合計	20,681	47,718
経常利益	2,044,654	2,382,106
特別利益		
固定資産売却益	2 2,442	2 2,100
特別利益合計	2,442	2,100
特別損失		
固定資産売却損	3 109	3 -
特別損失合計	109	-
税引前当期純利益	2,046,987	2,384,206
法人税、住民税及び事業税	715,602	811,395
法人税等調整額	89,500	31,535
法人税等合計	805,102	779,859
当期純利益	1,241,885	1,604,346

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	531,400	568,000	568,000	6,570
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
固定資産圧縮積立金の取崩				
特別償却準備金の積立				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	531,400	568,000	568,000	6,570

	株主資本				
	利益剰余金				
	その他利益剰余金				利益剰余金合計
	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	6,653		1,300,000	3,512,455	4,825,679
当期変動額					
剰余金の配当				164,568	164,568
当期純利益				1,241,885	1,241,885
固定資産圧縮積立金の取崩	465			465	
特別償却準備金の積立		186,103		186,103	
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	465	186,103		891,678	1,077,316
当期末残高	6,188	186,103	1,300,000	4,404,133	5,902,996

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	32,332	5,892,747			5,892,747
当期変動額					
剰余金の配当		164,568			164,568
当期純利益		1,241,885			1,241,885
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
特別償却準備金の積立		-			-
自己株式の取得	47	47			47
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			14,626	14,626	14,626
当期変動額合計	47	1,077,269	14,626	14,626	1,091,895
当期末残高	32,379	6,970,017	14,626	14,626	6,984,643

当事業年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	531,400	568,000	568,000	6,570
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
税率変更による固定資産圧縮積立金の増加				
固定資産圧縮積立金の取崩				
税率変更による特別償却準備金の増加				
特別償却準備金の取崩				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	531,400	568,000	568,000	6,570

	株主資本				
	利益剰余金				
	その他利益剰余金				利益剰余金合計
	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	6,188	186,103	1,300,000	4,404,133	5,902,996
当期変動額					
剰余金の配当				188,077	188,077
当期純利益				1,604,346	1,604,346
税率変更による固定資産圧縮積立金の増加	555			555	-
固定資産圧縮積立金の取崩	447			447	-
税率変更による特別償却準備金の増加		8,287		8,287	-
特別償却準備金の取崩		26,586		26,586	-
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	108	18,298	-	1,434,459	1,416,269
当期末残高	6,296	167,804	1,300,000	5,838,593	7,319,266

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	32,379	6,970,017	14,626	14,626	6,984,643
当期変動額					
剰余金の配当		188,077			188,077
当期純利益		1,604,346			1,604,346
税率変更による固定 資産圧縮積立金の増 加		-			-
固定資産圧縮積立金 の取崩		-			-
税率変更による特別 償却準備金の増加		-			-
特別償却準備金の取 崩		-			-
自己株式の取得	286	286			286
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			14,626	14,626	14,626
当期変動額合計	286	1,415,983	14,626	14,626	1,401,357
当期末残高	32,665	8,386,000	-	-	8,386,000

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)	当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	2,046,987	2,384,206
減価償却費	468,127	583,142
賞与引当金の増減額(は減少)	7,440	4,550
退職給付引当金の増減額(は減少)	10,447	12,292
貸倒引当金の増減額(は減少)	292	23
長期前払費用の増減額(は増加)	3,731	3,829
受取利息及び受取配当金	5,278	5,488
支払利息	19,167	15,654
固定資産売却損益(は益)	2,332	2,100
売上債権の増減額(は増加)	218,412	569,238
たな卸資産の増減額(は増加)	395,296	353,681
仕入債務の増減額(は減少)	27,415	155,654
未払消費税等の増減額(は減少)	59,860	267,615
その他	41,829	118,620
小計	2,009,147	2,079,849
利息及び配当金の受取額	5,278	5,493
利息の支払額	19,520	15,991
法人税等の支払額	643,575	730,615
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,351,329	1,338,735
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金等の純増減額(は増加)	3,906	1,383
有形固定資産の取得による支出	1,402,638	5,481,464
有形固定資産の売却による収入	8,000	4,800
無形固定資産の取得による支出	112,610	58,227
建設協力金の支払による支出	20,000	44,000
建設協力金の回収による収入	51,547	46,646
貸付金の回収による収入	443	262
差入保証金の差入による支出	-	16,000
敷金の差入による支出	30,928	28,150
その他	13,093	1,634
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,523,186	5,576,384
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,100,000	-
長期借入れによる収入	-	4,869,500
長期借入金の返済による支出	690,000	475,000
リース債務の返済による支出	19,267	11,191
自己株式の取得による支出	47	286
配当金の支払額	165,937	188,729
その他	2,872	638
財務活動によるキャッシュ・フロー	227,620	4,194,931
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	55,763	42,718
現金及び現金同等物の期首残高	310,572	366,336
現金及び現金同等物の期末残高	1 366,336	1 323,617

(5) 財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法(振当処理をした為替予約は除く)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	20～38年
建物付属設備	8～18年
構築物	10～20年
機械装置	10～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年10月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

当社は、為替や金利変動リスクに晒されている資産・負債に係るリスクをヘッジする目的にのみデリバティブ取引を行うものとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の残高とヘッジ対象である現在所有もしくは将来取得が確実に予定されている取引の外貨建債務の残高の対応関係について、管理部において把握し、管理しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「物品売却益」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「雑収入」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「物品売却益」14,729千円、「雑収入」23,281千円は、「雑収入」38,010千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年10月31日)	当事業年度 (平成27年10月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメント総額	4,700,000千円	5,900,000千円
借入実行残高	2,700,000千円	2,700,000千円
差引額	2,000,000千円	3,200,000千円

(損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)	当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
荷造運賃	488,889千円	533,520千円
広告宣伝費	1,285,082千円	1,253,227千円
貸倒引当金繰入	292千円	23千円
支払手数料	462,484千円	551,100千円
地代家賃	450,531千円	505,695千円
役員報酬	191,400千円	195,075千円
給与手当	1,404,047千円	1,506,396千円
賞与引当金繰入	60,120千円	64,670千円
退職給付費用	14,383千円	17,280千円
減価償却費	468,127千円	583,142千円

おおよその割合

販売費	55%	55%
一般管理費	45%	45%

- 2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)	当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
車両運搬具	2,442千円	2,100千円
計	2,442千円	2,100千円

- 3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)	当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
車両運搬具	109千円	
計	109千円	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,840,000	4,840,000		9,680,000

(変動事由の概要)

平成26年8月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。
これにより発行済株式数は4,840,000株増加し、発行済株式総数は9,680,000株となっております。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	138,043	138,091		276,134

(変動事由の概要)

平成26年3月11日付で単元未満株式の買取請求により自己株式数は24株増加しております。
また、平成26年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
これにより自己株式数は138,067株増加し、自己株式総数は276,134株となっております。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年1月29日 定時株主総会	普通株式	164,568	35.00	平成25年10月31日	平成26年1月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年1月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	188,077	20.00	平成26年10月31日	平成27年1月30日

(注) 平成26年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

当事業年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,680,000			9,680,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	276,134	154		276,288

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取請求による増加であります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年1月29日 定時株主総会	普通株式	188,077	20.00	平成26年10月31日	平成27年1月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年1月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	235,092	25.00	平成27年10月31日	平成28年1月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 「現金及び現金同等物の期末残高」と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

現金及び現金同等物の期末残高は次に示すように貸借対照表に掲記されている「現金及び預金」から預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び別段預金を除いております。

	前事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)	当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
現金及び預金	368,786千円	324,685千円
預金期間が3ヶ月を超える 定期預金等	2,450千円	1,067千円
現金及び現金同等物期末残高	366,336千円	323,617千円

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年10月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	前事業年度 (平成26年10月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	661,400千円	439,029千円	222,370千円
合計	661,400千円	439,029千円	222,370千円

	当事業年度 (平成27年10月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	626,400千円	440,011千円	186,388千円
合計	626,400千円	440,011千円	186,388千円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前事業年度 (平成26年10月31日)	当事業年度 (平成27年10月31日)
1年内	39,268千円	37,718千円
1年超	215,317千円	177,599千円
計	254,586千円	215,317千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

	前事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)	当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
支払リース料	54,728千円	45,577千円
減価償却費相当額	43,578千円	35,982千円
支払利息相当額	7,455千円	6,309千円

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、賃借店舗に係る建物及び本社システムに係るハードウェアであります。

・無形固定資産

主として、本社システムに係るソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成26年10月31日)	当事業年度 (平成27年10月31日)
1年内	337,362千円	410,345千円
1年超	3,452,659千円	4,658,766千円
計	3,790,021千円	5,069,111千円

(金融商品関係)

開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略します。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度(平成26年10月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	633,001千円		22,571千円
合計			633,001千円		22,571千円

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(平成27年10月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を継続して採用しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)	当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
退職給付引当金の期首残高	74,665千円	85,113千円
退職給付費用	14,383千円	17,280千円
退職給付の支払額	3,936千円	4,988千円
退職給付引当金の期末残高	85,113千円	97,405千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (平成26年10月31日)	当事業年度 (平成27年10月31日)
非積立型制度の退職給付債務	85,113千円	97,405千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	85,113千円	97,405千円
退職給付引当金	85,113千円	97,405千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	85,113千円	97,405千円

(3) 退職給付費用

	前事業年度 (平成26年10月31日)	当事業年度 (平成27年10月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	14,383千円	17,280千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	前事業年度 (平成26年10月31日)	当事業年度 (平成27年10月31日)
(1) 流動資産		
賞与引当金	21,162千円	21,003千円
未払事業税等	28,647千円	43,386千円
その他	3,242千円	3,139千円
繰延税金負債(流動)との相殺	7,945千円	
計	45,107千円	67,529千円
(2) 固定資産		
退職給付引当金	29,959千円	30,885千円
長期未払金	73,048千円	65,802千円
資産除去債務	40,117千円	50,186千円
土地	39,235千円	36,201千円
建物	34,568千円	38,446千円
その他	5,430千円	4,672千円
繰延税金負債(固定)との相殺	135,443千円	122,221千円
計	86,916千円	103,976千円
繰延税金資産合計	132,023千円	171,505千円

(繰延税金負債)

	前事業年度 (平成26年10月31日)	当事業年度 (平成27年10月31日)
(1) 流動負債		
繰延ヘッジ損益	7,945千円	
繰延税金資産(流動)との相殺	7,945千円	
計		
(2) 固定負債		
建設協力金	4,317千円	4,278千円
固定資産圧縮積立金	3,490千円	2,930千円
特別償却準備金	101,093千円	78,372千円
資産除去債務に対応する 除去費用	26,541千円	36,640千円
繰延税金資産(固定)との相殺	135,443千円	122,221千円
計		
繰延税金負債合計		

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年10月31日)	当事業年度 (平成27年10月31日)
法定実効税率		35.2%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入 されない項目		0.3%
住民税等均等割		1.3%
税額控除		5.2%
税率変更による 期末繰延税金資産の減額修正		0.6%
その他		0.5%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率		32.7%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.2%から平成27年11月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.5%に、平成28年11月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.7%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は15,782千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

開示の必要性が大きくないと考えられるため開示を省略します。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当社は、カー用品等販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)	当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
1株当たり純資産額	742.74円	891.78円
1株当たり当期純利益金額	132.06円	170.61円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)	当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益	1,241,885千円	1,604,346千円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る当期純利益	1,241,885千円	1,604,346千円
普通株式の期中平均株式数	9,403,883株	9,403,779株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成26年10月31日)	当事業年度 (平成27年10月31日)
純資産の部の合計額	6,984,643千円	8,386,000千円
普通株式に係る期末の純資産額	6,984,643千円	8,386,000千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	9,403,866株	9,403,712株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第42期)	自 至	平成25年11月1日 平成26年10月31日	平成27年1月30日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第43期第3四半期)	自 至	平成27年5月1日 平成27年7月31日	平成27年9月14日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 1月23日

株式会社フジ・コーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 谷 藤 雅 俊

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 今 江 光 彦

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジ・コーポレーションの平成25年11月1日から平成26年10月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジ・コーポレーションの平成26年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フジ・コーポレーションの平成26年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社フジ・コーポレーションが平成26年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年9月10日

株式会社フジ・コーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬 戸 卓

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 江 光 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジ・コーポレーションの平成26年11月1日から平成27年10月31日までの第43期事業年度の第3四半期会計期間(平成27年5月1日から平成27年7月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成26年11月1日から平成27年7月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フジ・コーポレーションの平成27年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。